

し、局から課にしくちやならないものもあるわけだ。それは全然いじらずに、賞勲部だけがこで局になる。しかも端的に申し上げて、宮澤長官やその他にはお気の毒だけれども、ほかの新しい局が犠牲にされてまで賞勲部が局になる。これは私は、意味がなかなか簡単ではないと思うんです。これは最初提案説明を聞いておきますと、それそれみんな重要な意味があって、新しい局をつくらうとした、それはあったと思う。それがだんだんなくなってきたら、ただ賞勲部が賞勲局になるといふことは、野田長官の御答弁だけでは、少なくとも私自身は納得が参りませんし、国民もやはりこの際無理をしてまでも局にしなければならぬ理由は、どうも理解できません。なお取ねて、あまりことばをお用いにならずに、ここまでできたのですから、端的なことばをおっしゃったほうがわかりやすいと思うのですが、いかがなものでございましょう。

○野田(武)政府委員 西ヶ久保さんのお話であります。今度は審査官もふえますし、それから、部となりますと、やはり行政の運営上いろいろ差しつかえがございします。今度の局には、参事官、それから総務課長、審査官というものをふやしてまいります。これは厳密に言いますと、いまお話のとおり、いまの部でもって人をどんどんふやしていったらやれればできるんじゃないかという御意思があると思ひますけれども、それはつまり各行政府もそうでございますが、やはり仕事の内容が非常に拡大してまいりますと、どうしても課をふやしたり、あるいはいま賞勲部で申しますと、審査官をふや

したり、参事官をふやすとか、いろいろなことがございまして、この仕事のやりやすさというものを責任者が取り計らいます場合に、どうしても支障がある。また、今度は特に賞勲部は、御承知のとおり、賞勲部独自の仕事ではございまして、これは各官庁に連絡し、また調整もしますし、いろいろの折衝もいたします。それはひとり各官庁だけではなくて、民間でもそうです。また同時に、地方公共団体なんかの関係もありまして、いままでは死蔵者だけやっておりましたから、事務的にやっておったわけですが、こういう広範な仕事に入つてまいりますと、いろいろ折衝面も広がり、仕事 範囲がふえたと、それから叙勲の仕事の中は係の者をいろいろ新しく設けなくてはならぬとか、いろいろなことがございます。いまして、これは理屈からいって、あなたの理論は私は決してそんなことはありませんと、言い切れませんけれども、常識的に局にしてまいりましたほうが、事務も簡便であるし、また能率が上がる、こういうわけで、今度御審議を願つて局にしたいのであります。この点は、決してあなたの御意見が間違つてゐるというわけじゃございませんが、基本的には非常に仕事が広範になった、いろいろな事情からして折衝面も広がったということと、ぜひ局にしたい、そして仕事をなるべく能率的に、しかも効率的にやりたい、こういうことを目ざしているわけでございます。

○西ヶ久保委員 どうも先が見えてくることの質問ですので、もう少し言いたいこともありますし、長官の答弁に対してかなり反駁もしたいのですが、あまりやってもしょうがありませんから、長官の苦しい答弁を了承したというわけではありませんが、時間もございませぬから、これ以上追及しません。やはりものごとは筋が通つた納得のいく線でございますと、お互いに国費を使つて、私も国民の代表でやっているのでありますから、一度は指摘しなくてはなりません。その点はその点で長官の責任でございますから、この上とも十二分に善処してもらいたい。

そこで私は、人事についてはこういうことは申し上げておきたいのです。が、こで賞勲部が局になり、いわゆる戦没者の叙勲から、特に重大な、私も反対でございしますけれども、強行なさつてゐる生存者叙勲についても、これは多分に問題があるかと思ひます。であります。したがって、この点については、ほかの委員の諸君が御質問することであるので、私は内容に触れませんが、ただ、こで新しく賞勲局が必要ではないかと思ひます。決して現在の賞勲部長さんがどうかというのではありません。いままでの長い一つの焦げついたような、何か沈滞し切つた賞勲部の仕事、新しい分野に発展する過程において、この辺で人事についてかなり思い切つた処置をされませんと、ずるずるとして、何か戦争中の基準なり、戦争中の天皇の恩恵によつて叙勲されるというふうな事情がやはり生きてきて、新しい憲法下における新しい叙勲としての意義が没却される危険が多分にあるのじゃないか。これは私は必ずしも賞勲局長とかいふたような一

局長の立場だけでできるものとは思ひませんが、やはりそれはかなり大きいと思うのです。そこで私は、現在の賞勲部長さんがどういふ方が存じませんが、せつかくできるものでありますから、賞勲部の中におけるいろいろな人事の面も、この際思い切つた処置をされることが望ましいのではないかと申すのでございしますが、長官はどういふふうにお考えになりますか。

○野田(武)政府委員 いまの御意見を拝聴しまして、非常に私も参考として今後の人事をやらなければならぬと思ひます。御承知のとおり、叙勲は、一応内閣の閣議にかけられて基準は一応きめておられますが、いろいろの点につきまして、いまお話のとおり、従来の叙勲の形式もありませんことです、新しい基準は設けております。が、ただ賞勲部が賞勲局になつて、やはり伝統的な、お話のような古い叙勲制度というふうなお話を持つたいろいろな旧叙勲基準に片寄るようなことがあつては、これはもちろんいけないと思ひます。新しい基準のもとにやつていきます。しかし、人事というものは、お示しのとおり、なかなかいろいろなこと影響を持つておるのにつきまして注意をいたしますことを申し上げておきます。

○西ヶ久保委員 ぜひその点は、私も反対の立場をとつておりますけれども、しかし、具体的にやりなるといふことは、やはり新しい時代の息吹きを持つた、国民全体がさすがにこの人は勲章をもらふだけのものがあるということがあると、私はやつぱりいかぬと思ひます。十二分な御配慮を願ひたいと思ひます。

生存者叙勲については、いろいろな点で他の委員諸君が御質問すると思ひますから、私は、賞勲部長に褒章の点について二、三伺いたいと思ひます。いつか基準をいただいたのですが、どこかへいきましてないのですが、こでもう一べん議事録に残すために、褒章の授与基準を一応伺つておきたいと思ひます。

○岩倉政府委員 お答えいたします。褒章の制度は、御案内のように、明治十四年に制定せられました太政官布告が根拠になっております。種類は、明治十四年の當時には、人命救助の紅綬褒章、徳行卓絶なる方に賜ふ緑綬褒章、それから公益のために尽くした方々の藍綬褒章という三種類が、制定になっております。その後大正七年に、公益のために寄付をせられた方々の紺綬褒章ができました。それから昭和三十年になりまして褒章条例を改正いたしました。業務に精励し衆民の模範という方に黄綬褒章、それから學術、芸術、創作活動のための功労者に紫綬褒章というのでございまして、現在ではその六種類が運用されておるわけでございます。お尋ねの褒章の中には六種類ございしますけれども、そのうち公益にお尽くしになつた方につきま

上、二十年以上、あるいは年齢にいたしましても、五十五歳から大体七十歳ぐらいの間にあつて、各省の受け持つ範囲の特性に応じて、たとえは鉱山保安のような業態につきましても、比較的若い線を引いておられます。

○岩倉政府委員 紺綬褒章の基準は、大正七年の創設当時は金一万円以上という事になっておりました。それが終戦後、昭和二十二年に十万円に改正になりまして、昭和二十四年からの御寄付につきましては十万円以上ということ、今日もその基準でやっておりますわけでございます。

○岩倉政府委員 紺綬褒章の十万円というのは、いつでできた基準ですか。

○岩倉政府委員 紺綬褒章の基準は、大正七年の創設当時は金一万円以上という事になっておりました。それが終戦後、昭和二十二年に十万円に改正になりまして、昭和二十四年からの御寄付につきましては十万円以上ということ、今日もその基準でやっておりますわけでございます。

○岩倉政府委員 紺綬褒章の授与の基準が現在の十万円というかどうかという点につきましては、二つの意見がございます。

一つは、昭和二十二年当時の十万円というものが、今日の貨幣価値と比較した場合に、非常に低額に過ぎるではないかという御意見、これが一つございいます。

それからもう一つは、国の栄典といたしまして、国民大衆が最も身近なところにある一つの国の栄典という見地からいたしまして、善意の御寄付ということにつきまして、十万円という金額で差しかえないのではない

だらうかといった二つの御意見がございますけれども、事務局といたしましては、現在低過ぎるではないかという御意見もございいますので、目下検討中でございます。

○岩倉政府委員 私は、最近いろいろな会合やいろいろな方々にお会いしてつくづく感じますけれども、特に紺綬褒章でございますが、実は先般私は群馬県の保護司大会に行つてまいりました。かなりの年輩の方が多し、非常に長い間社会事業に専念をされて、ほんとに私に私どもは、社会事業と政治の責任によるいろいろな罪惡のあと始末なり、そういうことに専念してきた方でありまして、私は政治家として責任を感じております。それはそれとして、そうした中で、長いのは三十九年、短いのも十数年専念されておる。ところが、私の驚いたことは、群馬県に五千五百人くらいいたし、群馬県にありますが、その中で、現に生存者の方で紺綬褒章を受けた方は一人なんですね。もちろんその方々は紺綬褒章をいただこうと思つてやっているわけではございませんけれども、少なくとも国が無報酬をお願いして、一番下積みの最も大事な仕事をしておいて、それで何ら願ひない。私はそういうときに、また反面驚いたことは、保護司の先輩の方は、かなり地位も持っている人です、経済的にもかなり裕福な方がございいます。したがって、そういう方が、ここで紺綬褒章などをもらつても、別にたいしたお感じはなからうと思つておつたのですが、最近私の非常に懇意にしておる、これは群馬県でもかなり有数の資産家でございます

すし、名望家でありまして、その方が、最近保護司の關係で紺綬褒章を受けられた。ところが、えらい盛大な披露宴をされて、いかにもこのことが一家のえらい名譽といったようなことな

んです。私は、そこには意外に驚いたのです。こういうことは意外に思ったのですが、それは、だから私は乱

発してはその効果もないと思ひますが、しかし私は、保護司といったような方々は、現在調べてみますと、法務省で年間二十、三人だそうでありまして、あれは私は少ないと思ひますが、五万人からいっしやるそうであり

ますが、その中で二十、三人しかもらえない。したがって、もう一人は、もらつたら一、二年でなくなつたりする

というふうな方でございます。現存のままでそれを保持する方が少ないのです。ここで私が思つたのは、いわゆる勲何等という生存者叙勲には私ども

反対の立場をとつておりますけれども、ほんとうにだれが考えても、あの人はあの褒章をもらうことは当然であるし、りっぱだといふものには、これは社会党として反対ではございませ

ん。私も反対ではありませぬ。むしろそういう人にこそそういう褒章を差し上げて、長年の苦勞を慰めるとともに、また一般からもそれを契機に、あの人はそれだけの業績を積んだとい

う、一つの社会的な立場も大事だと思ひます。私は保護司という一つの例をい

まあげたのでございますが、法務省に聞きますと、出しても、あなたのほうのあれがなかなかきびしいので出ないといふことなのです。したがって、これは一つの例でございしますが、せめて毎

年各県一名くらいの割りを出すことは、乱発にもならないと思ひます。そうすることによって、さらにまた保護司諸君のその仕事に対する精勵も、非常に違つてくるというところを感じるので、これは端的な御質問ですが、いろいろな基準がございまして、いろいろな關係もございまして、けれども、一つの例として保護司という特殊な例をあげてみました、五万人の中で毎年四十四、五人に出すといふことは、〇・一%にも満たないものなんです。それなら私は、ほかの例がありまして、決して乱発とは言へぬと思ひます。この際賞勲部が賞勲局になるといふ一つの転機でございまして、これはい

ま言つたように仕事がおもしろいし、勲記をたくさん出すのだからとおしやるけれども、こういうことを機会に、ほかにもありませう。調停委員とかその他ございしますが、そういうものも含めて、社会的に非常な御苦勞をしてゐる方々に対する紺綬褒章の増加を考へる必要があると思ひます。賞勲部長は、いままでの経験からいかに考へてまいりますか。

○岩倉政府委員 お答えいたします。ただいまの御意見、拝聴いたしております。最近の紺綬、黄綬の各省關係全部を見ますと、一千三百三十四名という数になります。このうち、紺綬褒章が六百五十六名、黄綬褒章が四百七十八名、これが昨年出した全部の数でございます。それで各分野におきましてどの程度の受章者がございまして、その母体になりますか、その母体の人口と申しますか、そういうことも一応考慮に入れなければなら

ないと思ひますが、たとえ

ば消防の關係をとりますと、消防關係の方々は全国に約百五十万に上つてゐるやうでございまして、それに対して紺綬褒章は二十二名、黄綬褒章は三十八名、それから中小企業關係の功勞者、これは全国三百五十万人にのほります対象に對しまして、紺綬褒章は十五名、それから黄綬褒章が六十一名、保護司の關係は、五万人の方々に對しまして、全部紺綬褒章でございまして本年は二十一名お出ししております。昨年は、これが十六名でございまして、一昨年は十八名、その前年が十七名でございまして、昨年は十六名でございまして、途中で手続中におなくなりになった方がございましたので、ちよつと減つておりますけれども、三十六年、三十七年がそれぞれ十七名ないし十八名、これは全部紺綬でござい

ます。それに対して本年は二十一名という事で、増加しております。御意見もつともございまして、今後そういう点に十分注意しながら褒章の運用をはかつていきたいと思ひます。が、これは一種の行政の予算のワケもございまして、標準予算になつております。すなわち、標準予算になつてお

ります。

○野田(武)政府委員 ただいま賞勲部長からお答えいたしておりますが、十

万円の寄付の紺綬褒章の場合でございます。これは率直に申しまして、昭和二十二年の十萬円でございまして、今日の貨幣価値から申しますと、十萬円では低過ぎるじゃないか。賞勲部長は、いろいろまたほかの意見もあると言っておりますが、私は、率直に申しまして、これは少し手直ししなくちゃいかぬ、せつかくの御好意です。ちやい、何と十萬がどうということはありませんが、いまの貨幣価値から申しまして、相当考えなくちゃならぬかと思っております。

それから保護司の方の藍綬褒章のお話でございますが、保護司といわず、各方面の社会事業その他に御貢献になつてゐる方に対して政府が敬意を表する、これは当然のことでございます。特に保護司のことをあげになりましたが、これは法務省の關係でありまして、実は総理府としても青少年問題なんかで非常にお世話になつております。私も、しばしば保護司の大会に出てこいという事で出て、いろいろ接触して知つております。あなたのお話のとおり、どなたも各地域においてりつぱな方でございまして、非常に犠牲的にやっておられることは私もよく存じておりますので、御趣旨のほどは十分の機会に考慮いたしまして、これはいいかげんなことではなくて、十分考慮するということをお答えして、御了承願ひたいと思ひます。

私は、先ほども言ったように、たいへん言ひたいこともあるし、もっと皮肉な質問をしたいのですけれども、先の見えたこととございますから、やめたいのですが、そういう点も含んでひとつお願いしたいのです。総務長官の決意のほどを承つて、私の質問を終わ

限られた時間内で質問を申し上げてみたいと思ひます。

第一点といたしましては、科学技術庁にお尋ねいたします。それは今回宇宙開発推進本部というものが設けられることになつたわけでありますが、この内容を見てまいりますと、研究調整局の所屬に入る付属機関として設置される、こういうふうになつてゐるようであります。そうして、宇宙開発の積極的な推進をはかるのだ、それは総合的に効率的な体制を整備するために付属機関として設置をする。そして、ロケットと人工衛星である。これを關係行政機関の中核として開発を進めていくのだという構想であるようであり

ます。ここで關係が出てまいりますのは、文部省の所管に入ります大学の研究機関であります。系川教授の鹿児島県の内之浦にありますが、これはことしの予算の中におきまして、十三億五千萬円という予算が計上され、そしてなおそのほかに施設費が計上されてゐるわけであります。すでにこのロケットの開発の問題は、御承知のように、カッパ型からラムダー三号の開発が行なわれまして、これはいづれも成功を見ております。さらに明年度あたりからミュー型のロケットの開発を進めてまいります。そして宇宙の空間の科学的な、学問的な研究を進めるといふことに相なつてゐるわけであります。こ

ういふふうにいわれる学問的な、基礎的な研究機関として、大学が中心になります。東京大学の系川教授を中心にする宇宙開発が着々として進められ

ております。そうした場合において、今回ここに關係行政機関の中核として

発足をいたそうとするところの宇宙開発推進本部というものは、一体何をねらつてこういうふうなものを設けようというのか、その点をまず明確にしてもらなければならぬと思ひます。その有用性を主張をし、その目的は、たとえばテレビの中継衛星であるとか、人間が乗る衛星の開発であるとか、そういうようなものを開発されるやにも承つていふけれども、一体今日やつてゐるところの新島の、あなた方が研究開発してゐるところのその推進状況は、どういふような状況にいまあるのか。これはいままでは研究所という名前、あるいは防災科学技術センターといふような名前が出ておるわけでありまして、どうもこのたび出てまいりました宇宙開発推進本部というやうな、行政機関であるのか、付属機関であるのか、専門的な研究機関であるのか、一体何が何やらわからない性格を備えたやうな妙なやつが出てきてゐる。しかも、これだけではありませ

ん。やはりあなたの方の付属機関の中に、航空宇宙科学研究所というものが現に存在をしてゐる。とすれば、そういうやうな同一の研究機関で、しかも宇宙開発推進本部というやうな、そういうやうなえたいの知れないものをつくり上げて、これがたして關係行政機関の中核としての開発体になつていくかどうかといふことについては、非常に疑義があります。したがいまし

て、これを発足させたその主たる目的は、どういふやうなものをねらつてゐるのかといふ点を明確にお答えを

願つておきたいのでございます。

○鹿島政府委員 御質問の詳細につきましては所管局長からお答えいたしますが、性格につきましては、御承知のとおり、今回の推進本部は國の開発実施機関としてやるものでありまして、特に行政職を長といたしまして、その開発については責任を持つ、責任開発を行なうといふところに、一つの性格がございまして、大学の研究につきましては、ここで申し上げてはどうかと存じます。その開発の責任、そういうものにつぎましてはあまり明確ではない、さういふことが推進本部を設けました一つの性格の主たるものと考えております。詳細につきましては、關係局長からお答えいたします。

○芥川政府委員 大学でやつております研究、それからわれわれがやつておりますいづゆる行政ベースといふものの研究、そこらにつきまして初めに御答え申し上げます。

わが國の宇宙開発につきましては、御承知のとおり総理大臣の諮問機関といたしまして、宇宙開発審議会というものゝ設けられております。ここで基本的な考え方を明確にされておるわけでございまして。そこで宇宙開発の第一号答申といふものが出てまいりまして、それが三十七年の五月十一日でございます。そこでこの答申の内容を、骨子を簡単に申し上げますと、わが國の宇宙開発は、宇宙の真相を直接的な手段でつかんで、宇宙の科学研究を進める。同時に、その発展に應じて実用化をはかるというやうな考え方になつておまして、その線に沿ひまして、大学の研究、それからわれわれのいづゆる宇宙の実用化の研究が進んでお

たわけでございます。ところが、その後、御承知のとおり、世界の宇宙開発の実情が、いわゆる実用化の面、つまり国民の経済なり福祉なりに直接関係のある面の発展が意外に早いものでございますので、三十八年の一月三十日に総理大臣から再び諮問を出しました。それは、世界の宇宙開発の動向にかんがみて、今後わが国における宇宙開発を能率的、効果的にするために、重点開発目標をきめてそれを達成する具体方策いかに、そういうような問題を出したわけでありまして。そのねらいは、ただいま申し上げたように、学術開発のみならず、むしろ実用化の面につきましてもっと力を注ぐべきであるというふうな意味の諮問でございまして、その答えをいたしまして、ことしの二月三日答申が行なわれまして、その骨子を申し上げますと、ただいま申し上げました点、つまりわが国の宇宙開発は、諸外国に比してまず明らかに立ちおくれである、そういうことをはっきり認めまして、さらにこれを能率的に、効果的に追いつくというには、六項目の重点目標を達成しなければならぬ。そこでその六項目と申し上げますのは、ちよつとこまかくなりませんが、たとえば人工衛星の開発製作、気象等実用ロケットの早期開発、ロケット能力の涵養、他国の衛星による宇宙利用技術の開発、観測ロケットによる宇宙科学研究、それから各種の計測装置の開発というふうなものでございまして、こころを中心に重点を置くことによつて、まず宇宙の実用化が直接国民の福祉または経済の発展に寄与するようにするという点、それからまた、これは御承知のとおり、高い科学

技術の推進を要するものでございまして、から、これが新技術の開発に大きく寄与するであろうという点、それからもう一つは、学術レベルで宇宙科学の面で世界に貢献し得るであろうという点、さらにわが国の宇宙開発におきまする国際的地位を確保するというふうな点を達成するために、先ほど申し上げた六つの重点開発目標をつくったわけでございます。それではまだわが国としての足りませんので、さらにわが国自力で人工衛星を打ち上げるといふふうな点で、一元的な機関を設けるということを考えまして、ただいま宇宙審議会で審議中だ、こういうことでございます。

それから新島のロケットの話でございますが、これはただいま申し上げた気象ロケットの実用化という点で、気象のロケットによる観測を経営業務としてやるということが、国連の勧告で各国に出されております。そこで、それに使いますロケットをとりあえず開発しようというわけで、新島のロケットを昨年の夏つくつて、その第一歩を進めたわけでございます。

それから本部という点につきましても、これは政府次官からお答え申し上げます。これはたまたま、この業務範囲が、いわゆる従来の研究機関のみならず、ロケットをつくることにより民間の技術を向上させるということ、委託研究費というものが相当中心になってまいりました。したがって、権威ある開発計画に基づいて、行政職である本部長が責任を持って民間の技術開発を行なう、そういうふうなものがねらいでございますので、これを御報告いたしたわけでございます。これは科学技

術庁の付属機関でございます。

○村山(喜)委員 問題は、長官がおいてならなければ、政府次官からぜひお答えを願つておきたいと思うわけですが、この宇宙開発推進本部がここに発足をいたしまして、いわゆる実用化をねらつて、あるいは新技術の開発をねらう、こういうふうな分野で活躍をするということについては、行政的な責任主体としてのそのような組織をつくるということにおいても、私は賛成ができるわけでありまして。しかしながら、ここで行管に私が答えを願わなければならぬのは、科学技術庁あるいは文部省の国立学校の研究機関、あるいは防衛庁のロケット開発機構、こういうふうなものをすべて一元化すべきである、こういう勧告がたびたび出されてくる。そういうふうな見解は、一体どこから生まれてくるか。それは、今日科学衛星をぜひ飛ばしてほしいのだという、科学的、学問的、特殊的な立場からの要望があるわけですが、そういうふうなものは、この実用的なベースで、しかも民間への委託研究を中心にするような宇宙開発推進本部あたりがやりこなせるものではない。やはりこれは、歴史を持つ、しかもいままで研究の成果があつていゝる東大の、そういうような宇宙ロケット開発の機構等を十分に利用していくということが必要ではないか。宇宙開発推進本部の予算は幾らついているのかはつきりわかりませんが、多くても四億円程度じゃないかと思うのです。そういうような金額は、あとで御明示願ひたいと思いますが、十三億五千万円も金をかけて、すでに開発体制を整えているそういうものと、これから行

政機関が中心になって宇宙開発を進めていくのだというかまえたの間に、私は、明らかに食い違つた分野の開拓を進めてもらわなければならないと思ふのです。それを総合的にやつたほうがより効果があるということがはたして言えるかどうかということについては、疑問を感じてゐるわけでありまして、行政管理局長官は、これに対して、そのほうがより日本の科学技術の進歩の上において優位であるという結論をお出しになつていらっしゃるわけですか。お出しになつたとするならば、その根拠を承りたいのであります。

○山村國務大臣 宇宙開発という問題は、時代の要請でございまして、ぜひとも世界の進歩におくれないうちに、わが国としてもこれを進展させたいということは、おそらく世の中の要請である。私は考えておる次第でございまして、先般行管をいたしまして、この科学技術関係の行政について勧告をいたしました。ところが、いま村山委員御指摘のようには、あらゆる研究機関が非常にばらばらである、また同時に、計画的でもないし、非常に非能率であるという点等が、その勧告の趣旨でございまして、いづれにいたしましても、非常に物資の少ない、また財源の少ない日本といつたしまして、同じ政府機関の研究というものは、あくまでも最も効率的にその成果をあげなくてはならないといふねらいからいたしまして、連絡が非常に不十分であつたり、あるいはまた同じことをたびたび各研究所がばらばらに研究したりするようなことはむだなことであるから、これはぜひひとつお互いに連絡を取り合つてやつてほしい

ということの意味が、この勧告の趣旨であつたのでございます。したがって、御指摘のように、確かに専門的の立場において東大関係の研究が十分進んでおることも事実でございまして、うし、反面におきまして、科学技術庁といたしまして、時代の要請としてこれに対応しなくてはならないのは、当然でございまして。私どものほうにいたしましては、せっかくできたこれらの機関というものが、十分に連絡を取り合うように、そして最も能率をあげよう、そういう趣旨のもとにこの勧告をいたした次第でございまして。

こまかいことにつきましては、局長から説明申し上げます。

○村山(喜)委員 いや、局長の説明はもう要らぬですよ。

宇宙開発推進本部の予算は幾らですか。

○鹿島政府委員 三億円でございまして。

○村山(喜)委員 これは七月一日から発足をするわけですね。

○鹿島政府委員 そうでございまして。

○村山(喜)委員 三億をもつて行政機関の中核として開発を進めていくというの、実用面をねらつたものであるならば了解ができる。しかしながら、十三億五千万円という東京大学の生産技術研究所の宇宙空間の研究機関、こういうふうなものごつちやにして、そして開発を推進しないという行管の指摘事項は、私は、連絡調整をとりながらやりなさいということまではわかるのですよ。しかしながら、それを一体化すべきだという意見があるやに聞く。これは間違ひだということを

指摘しておきたいと思う。

この点につきましては、時間がありませんのでこの程度でおきますが、次は宮澤経済企画庁長官にお尋ねをいたします。

今回、地域経済問題調査会が、任務を終了したということで廃止をされる。これは三十八年の九月に答申を終わった。内閣総理大臣の諮問に応じ、経済の地域的な発展に関する総合的かつ重要な事項を調査、審議したということであります。その結果、地域開発は一体というふうな考え方で行なわれなければならないかという答申の内容を私も見てみました。この中に地域格差の是正というものが、後進地域の住民福祉の向上につながる問題として、必要の原則として認められたということは、敬意を表します。これは三十八年の九月二十六日に答申が出されました。しかしながら、後進地域においてはどのような開発構想が政府の責任ある指導体制として生まれてきているのかということになってまいります。この前私は総合開発局長にお電話を申し上げましたが、ことし調査費がつきましたから、六百万円ないし一千万円をもってまず後進地域十一県の申し入れに対して調査をいたします、これから具体的な計画を、調査をしてみてあとでつくりまします、こういうふうな進捗の程度であります。とすれば、今日所得倍増政策が第二ラウンドに入った。革命的な中小企業対策、革命的な農業振興対策を講ずるのだと施政方針の演説の中にはありました。しかしながら、一体その後進地域の開発の問題は、どのような構想のもとに、具体的にどのようなように推進をして、国

民の所得格差の是正は、いつまでに、どの程度まで広げていくのだ、どの程度まで是正をしていくのだという具体的な構想というものは、これは私まだ聞いていない。したがって、答申を受けた実施官庁であるものが責任を持って推進をしていく体制というものをつくっていく場合において、これはもうすでに目的を達成した、こういうふうには私は受け取れないのであります。後進地域開発に対する宮澤長官の御見解をお聞きかせを願いたいと思うのであります。そういうふうな総合的な施策がすでに立てられているものであるのか、どうしたら先進地域に追いついていくか、この点について答申を受けて、あなた方はどういうふうに進めていくかとするのか。国土総合開発計画との関係もありますので、この際お聞きかせを願っておきたいと思いま

す。

○宮澤國務大臣 昨年の九月に地域経済問題調査会の答申が出たわけでございまして、御指摘のように、非常に広範な問題をよく分析をした答申をいただいたものと考へておるのであります。したがって、今後の問題としては、この趣旨を具体的な政策にどうやって盛り込んでいくかということですが、これから解決をいたすべきところでありまして、ことにその答申の中で、地域経済構造の具体的な分析でありますとか、あるいは国民福祉という、その福祉の水準をどのように測定するか、こういったような問題を投げかけておるわけでございます。したがって、これらの問題は、具体的に私どもが、これから所得倍増計画の中期計画を今年の末を目途にして、今年の

一月ごろからいまだ作業いたしておるわけでございます。その中にこういう問題をとり込んでいきたい。なかなか一番むずかしい問題は、農業地帯に対してどのような経済構造の改善、あるいは所得の格差の是正をはかっていくかということが、残された一番むずかしい問題でございますので、それにつきまして、この中期計画の部会に特に一つの部会を設けて、ただいま検討をいたしております。非常にむずかしい問題でございますけれども、少なくともどういうふうにかから五年の間に変化をしていくであろうかということについての見方、そのくらいのことには出すべきではないのか。したがって、それについてどういう施策が必要であるか、そういう作業はぜひともやらせてもらいたいと思っておりますのでございます。なお、工業、あるいは商業を中心としたしるしの地域格差の是正は、御承知のとおり新産業都市でありますとか、あるいは工業地帯整備特別地域でありますとか、あるいは低開発工業地帯の整備、それらの地点の指定によりまして、ただいまかなり具体的に構想は進めつつあるわけでございます。

○村山(喜)委員 長官は、お答えをいただいていないわけですが、これからやるということ、そのままだになっておる。そこで、中期計画の段階に入ってきた。なるほどそういう意味におきましては、人間中心の考え方、地域開発を進めていくのだという答申を出した。経済開発と社会開発と均衡をとりながら進めていかなければならぬという答申も、人口問題審議会あたりから出されている。そういうような

答申を受けて立てた政府の構想というもの、もう出てこなければ——こういうふうにして後進地域開発を進めていくのだという考え方が、なければならぬと思う。そうでなければ、所得倍増政策の手直しがどういうふうになるかわかりませんが、いまのような形で進んでいくならば、第一次産業は衰退の一途をたどってまいる。そして、僻遠の地は取り残されていく。これはもう現実におわれが選挙区に帰ってみると、後進地域においては、農業のあと取りもない高齢化したところの農業人口である。昨年は、地域開発のために工場を誘致するという工場誘致の促進法も生まれて、九十六カ所の指定がされました。しかしながら、そういうようなところも、単にその当該地方公共団体が工場を誘致した場合に、地方税を減免をした場合に交付税で補てんをするという程度にすぎない。したがって、工場が来るはずがない。新産業都市の指定をされたところも、工業整備地域に指定をされたところでも、企業、企業の立地条件が十分でなければ、企業自体が来ない。そういうような段階の中で、工業を中心とする開発構想というものは、これはもう後進地域においては不可能だと私は思う。特に大企業を誘致するというようなことで騒いでいるような状態では、これは解決ができません。とするならば、そこにはやはり第一次産業を中心とする産業の近代化、合理化、そして、公共資本の投資によりまして、社会資本を充実をして輸送距離を短縮するとかいうような形の中で考えていく以外にないんじゃないか。したがって、そういうような後進地域には、公共投資の面にお

いて傾斜配分をしなければ格差是正はできない。これが第一の私の見方でありま

す。

第二の見方は、後進地域としておくれた地域における社会的な資本、これは文化的な水準にしても、その他医療あるいは社会保障の条件にいたしましても、そうでありま

す。やはりそういうような面を充実していく。そのためにはどうすればよいかという点から考え方を立ててもらわなければならぬ。そういうようなものと産業政策とあわせて、三つの立場からこの問題と取り組んでいかなければ、後進地域の開発の問題は生まれてこないじゃないか。現在の資本主義の制度下にある以上は、これはもうもうからないところには、もうからない産業に金が流れるはずはないわけでありま

す。それをいかにしてカバーするかということ、今度は主たる方法の問題として、いわゆる地方におけるところの事業団開発方式というふうなものをつとていかなければならぬ。そして、国や地方公共団体、住民のそれらに対する資本を集めてやるという態勢を整えていく。そして、開発事業団方式により開発構想を進めていく、こういうような一応の手段方法というものが取り上げられて、その中において後進地域開発の問題を進めていくのだという大まかな筋を私は、長官のほうからこの際お示しを願っておくほうが、私は第二ラウンドに入った所得倍増政策の考え方としては正しいのではないかとおもうのであります。私の見解に對しまして、どういふふうにお考えになりますか、お答えを願いたいと思いま

す。

○宮澤國務大臣 村山委員の問題の御

指摘のなされ方については、全く異存がございせん。御指摘のように、二次産業、三次産業につきましましては、ある程度の構想を政府は推し進めつつあるわけでありませう。私どもが予想外に効果があがっていると思ひますのは、低開発地帯の指定でありまして、これはやはり企業に対して有利な条件を与えることによつて、大企業ではないけれども、とにかく中小の工業を地方に誘致しようという考え方、これは拠点主義に立つておるわけでございますが、かなり実績があがりつつございませう。したがって、新たに指定を希望しておる町村が相当にあるのが現状でございますので、これは拠点主義の考え方といつたしましては成功しつつあると見ておるわけでありませう。

次に、工業整備特別地域は、もつと大きな工業地帯の整備を考へておるわけでありませう。したがって、これについて公共投資はかなり緊急を要する問題であります。また、現に傾斜されて公共投資がなされつつございませう。それで、新産業都市の場合には、これは二次産業、三次産業ばかりでなく、一次産業を含めて、一つの手足の整った地域をつくつていこう、こういう構想でございませう。公共投資の先行性については、やはり七年なり十年なりという先を見てやつていかなければならぬわけでございますから、これは効果が出ますのは、おのずからかなりあとになるであらう。しかし、公共投資を先行させることによつて、その地域を中心とした当該地方の経済開発をはかつていきたい、こういう考え方はございませう。これにつきましましては、御指摘のように、まだ建設基本計画が

出てきた地方はないわけでございますし、また地方の財政負担の問題がからんでおります。もとよりかなり長期の考え方はございませうけれども、働き方はかなり緩慢でございませう。問題は、結局第一次産業をどうするかというところに帰着するであらうと思ひます。

ありますが、これにつきましましては、本来所得増進計画あるいは農業基本法といったような考え方が打ち出されまして、たゞときに、自立経営農家はこれによつて、五、六十万戸のものがそういふところに向かつて進んでおるやうなところは確かに思ひますが、しかし、そうでない、いわゆる一種、二種の兼業農家をどうするか。当初、こういう現象はきわめて過渡的な現象であらう、いずれは廃業をして、それらが自立経営農家に吸収されていくであらうという考え方をとつておつたのであります。が、その後数年間の事実の動きを見ておると、兼業農家というものは、ある程度恒久的なものとして残つていくのではなからうか。また、そのことが、国全体のいわゆる公害等々がしきりに言われる今日、あるいは望ましいことではなからうかとすら思われる現状であります。もしそうであるならば、政府は、いわゆるそれらの兼業農家のこれからの行き方、今後どういう姿に発展していくであらうかということを示す必要があるというふうにとらえておるわけでありませう。それが、先刻申し上げましたいわゆる中期計画の策定において、特に私どもが重点を置いて、そういう兼業農家のあり方について政府の考えを示そうといたしております。

て、その作業は、早ければ十一月ごろには完成をいたす予定であります。

○村山(喜)委員 結局、日本の産業自体が求心的な構造を持つておるわけですから、それを地域に拠点を移していただくという遠心的な方法に変えていくんだという考え方は、私は当然これは今後推進をしてもならなければならぬと思ひますが、その中において、たとえば経済審議会の中間答申が出まして、企業、農業近代化に着手すべき時期に入つておるんだというやうな主張や、あるいは開発地域に地方開発の拠点を移してやつていかなさいという、そういうやうな後進地域の開発主義に傾斜したところの全国総合開発計画、こういうやうなものが生まれておるということは知つております。しかしながら、具体的にございましておる政府の施策を見てまいりますと、これは非常に産業中心の所得増進政策が、今日まで進められておつたために、やはり過大都市なりあるいは先進地域中心の公共投資が行なわれておる。ことし、建設省関係の予算を繰らえてみました。そうしたら、一体後進地域と先進地域との間においては、昨年に比べてどれくらい是正をされたかという比率を調べてみますと、わずかに〇・〇三しか改善されてないのです。これはたとえればこの前も発表されました新五カ年計画、これを見ましても、やはり大都市中心、そして先進地域中心の開発構想なんです。こういうふうなもの、この例として取り上げてみましても、ここで急がなければならぬのは、そういうやうな後進地域と申しますか、産業は衰退をし、人口は

移動をし、そしてあとに取り残されたものは年寄りばかりであるという状態が生まれておる地域、その後進地域の中で、低開発地域工業開発促進法の指定を受ける地域以外の地域もある。そういうやうな地域に対して、ひとつ具体的な構想を早くとめていただけて、推進方を来年度の予算の中で実現をしてもならなければ、これはたいへんなことになると思ひますので、その点要望を申し上げておきたいと思ひます。

そこで、先ほどの科学技術庁関係の問題であります。例の国立防災科学技術センターが生まれておるわけですが、ところが、新潟の地震、これに對置を構じたであらうか。三十時間も燃え続けておる石油火災、これに對しては手の施すすべもない、こういう状態の中にあるのではないかと。そしてまた地震の予知に對しては、予算が計上されてない。地震の問題の調査についても、十分になされてない。結局人間を忘れた近代化を進めた政策、政治がこの被害をもたらしたのじゃないかと新聞は指摘をいたしておる。あなた方は、国立防災科学技術センターをつくつておいてになるわけですが、今度いわゆる雪害の実験所を支所としてつくるといふことです。しかしながら、地震やあるいはこういうやうな石油化学工業等の火災等に対してどういうやうな対策を講ずるかというところは、このセンターでおやりになつていらつしやるのか。さらに東北を襲いましたたいへんな霜害がありました。霜がおそくなつて降り注いで、果樹あたりは全滅の被害を受けた。とするな

らば、この凍害に対する対策も、防災センターでおやりにならなければならぬと思ひます。これに対する対策は、一体どういふやうにお立てになろうとしておるか、そのお答えを願つておきたいのであります。

○鹿島政府委員 当局といたしましては、もちろん御指摘の諸点について、その完べきを期するために防災センターの設置をいたしたわけでありませう。今回新潟を襲いました地震につきましましては、特に地質が脆弱である、その地帯に石油コンビナートが設置されておつたといふことは、大きな点でございます。したがって、今後かような状況につきましましては十分に調査を加へまして、再びかようなことのないようにしたい。実は当局におきましては、直ちに昨日防災センター所長と連清夫、建設省建築研究所久田第三研究部長、東京大学河角地質研究所所長を現地に派遣いたしました。調査をいたしました。そのほか、なお防災センター第一研究部長有賀、雪害防災研究室長の福井、雪害防災研究室長の高橋等を派遣いたしました。調査をいたしました。明日直ちに各省の連絡会議を開きまして、その打ち合わせを行なう等の処置をとつております。今後におきましては、御指摘の点につきましまして、十分に勘案の上で善処をいたしたいと思ひます。

○村山(喜)委員 時間がありませんので、簡単に最後の二点だけ端的にお答えを願ひたいと思ひます。アメリカ軍の飛行機が立川基地から飛び立って、C36機によつて二千七百ポンドの消火弾と消火剤を積んで飛来、応援をしたという記事がある。科学技術庁のセ

ンターでは、そういうようなアメリカの応援を頼まなければならないほど、そのような消火弾なり消火剤についての手持ちはないわけですか。それでまた大火が起った場合には、それに対応するだけの態勢がありますか。ある、ないをお答えを願いたい。

○鹿島政府委員 遺憾ながら、ただいま御指摘のような消火弾その他のものを今日持つておりませんので、この際この災害を最小限にとどめるためには、米軍の協力を求めなければならなかった、その点は、はなはだ遺憾に存じております。

○村山(喜)委員 それともう一つは、東海村にあるコールドホール型の原子炉、これはイギリスから持ってきたわけですが、イギリスの、そういうような地震がない地帯で設計をされている関係から、いわゆる耐震性構造というものの対して、いままでケミカルプラントの関係者が関心がなかったというところが指摘をされておりますが、これは関東震災級の地震がありまして、大丈夫ですか。

○鹿島政府委員 御質問の点につきましては、十分さようなことを予想いたしまして、十二分な措置をとっておりますので、まず万々支障はないかと存じます。

○村山(喜)委員 最後に一つ。科学技術会議設置法の改正で、今回答申だけなくて、意見まで尊重するように取り扱いをされておるわけでありまして、これは人文科学を除きました科学、自然科学等がもちろん中心になるわけでありけれども、この科学技術会議の取り扱いをいたしまして、宇宙開発の推進の問題については、宇宙

開発推進本部というような機構をつくるのがいいという結論を何かで審議をされてお出しになったわけですか。もっぱら先ほど説明がありました宇宙開発審議会、この結論によりましてこれをつくられたわけですか。その点を明らかにしていただきたい。

○鹿島政府委員 御質問のとおり、宇宙開発審議会の答申によって設置をいたしました。

○村山(喜)委員 そうしますと、科学技術会議、これは総理が議長になり、関係大臣が議員になり、あるいは学識経験者が委員として参加いたしておりますが、そういうようなところでは、いわゆる総合的な行政機関の中核として開発の主体になっていくのだという構想が出されているわけですから、当然そういうような会議に付議すべきではないかと思うのですが、その点はおやりにならないわけですか。

○鹿島政府委員 この科学技術会議には、御報告を申し上げております。

○村山(喜)委員 私の質問はこれで終わりますが、どうも宇宙開発推進本部というような専門機関、これが何々研究所というようなものと一緒に並んでいくというところは、形の上から見たら非常におかしい形になって、これを見たら、一体これは付属機関であるのか、行政機関であるのか、専門的な研究中心の機関であるのか、一体何だろう、こういうふうな受け取る国民が多いというところだけ意見を申し上げて、終わりたいと思います。

○徳安委員長 山口誠治君。

○田口(誠)委員 今度の総理府設置法等の一部を改正する法律案の内容を見ますと、非常にたくさん議案が入っているわけですが、私はきわめて常識的に、抽象的に数点質問を申し上げて、次の質問者に送りたいと思

います。

そこで、この法案の内容を見ますと、これは社会党の各委員は相当突っ込んだ質問をしたい点もありますけれども、この内容には在外財産問題等の審議会を設置する問題もございまして、国会においてぜひとも通過をさせなければならぬというような関係から、逆算的な審議をいたしてございまして、十分に質問がなされてお

りませんので、そういう点を逐次掘って質問するのが本旨でございまして、きょうこの法案の結論をつけるということになりまして、あまり具体的な面に入るとの質問ができませんので、抽象的に聞きたいと思いますが、答弁のほうも、(簡単に)と申す者あり)あまり簡単にやり過ぎてはかわらぬと思いますが、わかるように簡単にお願いしたいと思

います。

まず第一の質問は、青少年局の設置の問題でございます。この問題につきましては、今日の青少年の実態を見ますと、非常に憂えられる点がございます。したがって、政府のほうといたしまして、この点に着目をして、何とか憂えられるこの実態を解消して、次の時代をなす青少年を育てようとする、社会へ送り出したいという考え方の上に出て、一つの考え方がまとめられていると思うのです。したがって、私は、このことは人ごとでなく、自分で実際に、今日の青少年の不良化を防止するにはどうしたらいいかというところをいろいろ検討をし、

研究をしてみました。ところが、これは非常に多岐にわたっております。行政機関も幾つかの行政機関が縦の線で行政をしなければならぬ面もござい

ますので、こういう中においてこの青少年局を設置して作業を進めるといふことになりまして、なかなか目的を達成するに困難性があると思

う。したがって、私はそういう点からお聞きをいたしたいと思っておりますが、今日の青少年の不良化している実態を見ますと、一つの式をいたしましたのは、知能指数の関数が関連をしておりますが、ごさいいます。このことは、ひいては母体保護から幼児の健康対策、それから幼児の教育、そこへ持っていくと小中学校の教育の関数、それから高校の進学の問題が狭いというように、社会に連れておきますし、それから社会に出る場合の雇用対策、なお社会の環境、こういうものが関連をしております。したがって、そうなりますと、厚生省、文部省、労働省、自治省というように各省が、相当こうした面に力を入れていたなければなら

ませんし、成果のあがる政策を打ち出していただかなければならぬと思

うのです。こういうことから考えまして、青少年局を設置してそうして

いまして、健全なる青少年を社会へ送り出すとするには、あまりにも具体性が

ないと思うわけでございますので、一応こまごま考えつかれた経過をこ

ろ承ておき、そして私の所見も申し上げてみたいと思っております。

○野田(武)政府委員 今度御審議を願っております青少年局の問題でござ

います。いま田口委員の御意見のと

おり、政府としてばかりでございませ

ん。国としても、日本民族としても、

青少年問題の重要性は、もうすでに御認識のとおりだと思っております。したがって、いまお話をいたしました

○田口(誠)委員 御答弁なされたことはきわめて抽象的ですが、調査会のほうでこういうものが話題にのぼって、そしてどれだけが進行しておるのかというところ。私がお聞きしたいのは少なくとも周を新設するというような場合には、全体的な行政調査会の考え方も

○井原(敏)政府委員　いま田口先生お尋ねの件でございますが、臨時行政調査会でただいま検討の最中でございます。ただ、この法案の提案にこちらの意見をまともて反映させるのに間に合わなかった、その点はいへん残念でございますが、非常に重要な特殊問題として検討を続けております。

番影響を及ぼす年齢だそうでございますが、時期がようやく幼稚園の時期でございます。したがって、日本の幼稚園の実態を見ますと、幼稚園へ子供を入れたくても、貧乏人ではなかなか措置費が高くて入れられぬというのが実態でございますし、私は、やはりこの幼稚園対策というものは、十分

こういふことも一つの不良になる要素にもなっておりますので、こうした社会環境を直すといふことも、これは考へていただかなくてはなりませんし、それからその子供の実態をいろいろ調べてみましたら、なお、高等学校の場合に、ちょっと知能指数が低いと

1

います、こういう点についても、私は十分に行政の面において、政策の面において、これは打ち出す面が多くあると思う。この点をよく検討をしていただいて、私は、この青少年の不良化防止の対策を今後立てていただくようをお願いしたいと思ひます。一々これについて質問をしております。と長くなりますので、こういう要望を申し上げます。

それから次に、産業災害防止対策審議会の問題については、先般社会党の同志から相当詳細に質問はいたしておりますので、私はこの点にも触れる余地がないくらいですが、ただ一つだけ触れなくてはなりませんことは、今度二年間延長になりますけれども、現在の審議会の審議状況というものを見ますと、一年に二回しか審議会を開く予算がとてないという点も、その点も、審議会に一回開き十日なり審議してもらつたところの議案を出して十分に検討してもらつておいて、そうして委員の方が検討されるならばまだでございまして、政府のほうでつくつた考え方の議案を配つて、さあどうでございまして、こういう諮問のしかたでございまして、全く審議がおぼろげな感じがする、こういうことなんです。したがって、こういうようなことでは何年延長してみても私はいけません、この点について、この点に對する予算、それから審議会を開く開き方、こういう点についても、いままでのことを自己批判をしていただいて、将来の有効な展望を立ててもらわなくてはならないと思ひます。この点について、ひとつ御所見を承つておきたいと思ひます。

○野田(武)政府委員 御指摘の審議会の延長をお願いしておりますが、これは特に最近産業災害が非常に数多くなりましたけれども、内容も非常に甚大なものが出ております。この審議会の重要性がますます認められることになつてまいりました。これをどうして効率的に、しかも災害の防止に積極的な施策を講ずるかというところは、これは私もよく考えて、また産業人としても当然考えるべきことだ。そこでいまの予算の問題でございまして、予算は、率直に申して非常に少ない。そこで、いままでは、この予算の執行に当たりましては、その予算の範囲内で行つておるのでございまして、その他の審議会の運営につきましては、また審議会全体の、何と申しますか、総合的な運営の方法がございまして、不足の場合はそういうようなことで補充いたしました。この審議会が円滑に、しかも能率的にいくように、いままで処理してまいっております。しかし、事態をいたしまして、実はその問題が最近審議会の会長その他からも起こつております。また政府としても当然これは考えなくちゃならぬ。いま、それについてどうするかということ、今回も予算がきまつたのでございまして、検討したいと思つております。

○田口(誠)委員 私、ここでもう一つ突っ込んでお聞きをしておきたいと思ひます。これは、ただいまの総務長官の答弁のお考え、気持ちがよく了解できますが、今日まで二回ぐらいの審議会しか開けないというふうな予算しか取れないということ、ほんとうにその内容を知つておられて、そして予算要求を戦わされたかどうかという点に非常に疑問があるわけなんです。私は、こうした必要な審議会は、十分予算を取つて、回数もよくやつて、審議会内容も各委員が十分に審議会へ出てくるまでに研究をして、そして審議会でも十分に意見の吐けるような環境を立てて審議会を開いてもらわなければならぬと思ひます。この点、もう研究してみますという程度のものでないのです。いままでのところではだめなんです。だから、予算も多く取り、審議会の開き方についても十分に効果のあるような審議会を開いてもらつて、そして結論を出してもらひ、その結論に従つてそれぞれの施策を講じてもらわなければ、有名無実になつては何にもなりませんので、この点を強く指摘をしながらも、要望をしておきます。

○野田(武)政府委員 戦争犠牲者となつて、相当広い範囲になりますと、まだ中に漏れておるものもあるというお話は、よくわかります。ただ、これらにつきましても、特に一面において社会政策上の措置をしているものもございまして、またその他の諸般の措置の中にこれらの方が含まれておることもあります。しかし、いま御指摘にな

りましたような点についての援護措置はどうしているかという、特別な対象としての援護措置はまだやっておりません。しかし、こういうことは、漸次今回は在外財産問題の審議会をお願ひいたしておるのでございまして、政府といたしましては、当然やるべきことは、つまりそのときの事情において、またそのときの環境によつて、当然援護すべし、こういうことを政府が認めますれば、これは何かの措置をすべきである。しかし、御承知のとおり、戦争終末の混乱期でございまして、これらの実態が、まだ政府としても全体的に把握しておりません。これらのことがいろいろ問題になりまして、場合に、はたして残されたいろいろな問題について、何らかの措置をすべきであるかどうか。概念的には戦争犠牲者という方はまことに御気の毒でございまして、何らかの処置をすべきという筋道はよくわかつております。具体的にそのときの方々の生活態度、また生活環境、それから生活の実態、こういうものは、やはりきめこまかく精査いたしませんと、ここで政府といたしましては、お気持のほどは私どもも十分わかりますので、今後、またこれらの点にきまつても、機会あるごとに検討してみたいと思つております。

○田口(誠)委員 私の申し上げている気持ちにはわかるということですが、これは実際に政策に乗り出しても、これは実際に政策に乗り出しても、少なくとも戦争犠牲者の対策をするという点になりまして、不公平があつてはいけませんので、まだいま申しま

ただ以上は、今後は従来よりもっと積極的と申しますか、もっと具体的に、きめこまかい点まで触れて、この審議会を最も能率的に運営したい、こう考えております。御趣旨のほどは十分私どもとして心得まして、今後の運営に当たりたい、こう思つております。

そこでもう一つ、申すまでもなく、日本の戦争犠牲者というのは、非常に幅広く犠牲を受けておる。それで、今

日ここに提案されて審議いたしております在外財産の審議会の問題も、やはり引き揚げ者の方々が、非常に多額の財産を外地に置いて、ふるしき包み一つで帰つてこられて、非常に苦勞をされたわけなんです。そういう関係から、こういう犠牲者の方々に對して何かの形において援護する方法はとらなければなりませんし、政府は、農地補償の問題ですら、一番に取つておるようなわけでございまして、私、ここでこれに関連をしてお聞きをしておきたいと思ひます。これは、その他軍人軍属以外で戦争の犠牲になつた人は、内地で三十万、外地で二十万あるといわれておるのです。こういう人たちの援護対策がなされておられません。それから戦争中は、事業場が微用にかかつて、その事業場に勤めていた人たちがいわゆる公傷のために手足をなくしたり、また命を失つたりした人たちの対策というものが、まだなされておらないわけです。したがつて、私は、戦争犠牲者の援護対策を行なうとすれば、順次こういう問題に発展をしていかなければならないと思ひます。この点、この点について、お聞きをしておきたいと思ひます。

○野田(武)政府委員 戦争犠牲者となつて、相当広い範囲になりますと、まだ中に漏れておるものもあるというお話は、よくわかります。ただ、これらにつきましても、特に一面において社会政策上の措置をしているものもございまして、またその他の諸般の措置の中にこれらの方が含まれておることもあります。しかし、いま御指摘にな

りましたような点についての援護措置はどうしているかという、特別な対象としての援護措置はまだやっておりません。しかし、こういうことは、漸次今回は在外財産問題の審議会をお願ひいたしておるのでございまして、政府といたしましては、当然やるべきことは、つまりそのときの事情において、またそのときの環境によつて、当然援護すべし、こういうことを政府が認めますれば、これは何かの措置をすべきである。しかし、御承知のとおり、戦争終末の混乱期でございまして、これらの実態が、まだ政府としても全体的に把握しておりません。これらのことがいろいろ問題になりまして、場合に、はたして残されたいろいろな問題について、何らかの措置をすべきであるかどうか。概念的には戦争犠牲者という方はまことに御気の毒でございまして、何らかの処置をすべきという筋道はよくわかつております。具体的にそのときの方々の生活態度、また生活環境、それから生活の実態、こういうものは、やはりきめこまかく精査いたしませんと、ここで政府といたしましては、お気持のほどは私どもも十分わかりますので、今後、またこれらの点にきまつても、機会あるごとに検討してみたいと思つております。

○西田政府委員 從來と思想において変わりありませんが、今回は、各省専管で行なわれるような事項につきましては、これは各省で取り扱い願うというような意味で、細部には入らぬ、これは協議会の性格上当然のことでございますすけれども、法文上趣旨を一そう明確にいたしました次第でございます。

○山内委員 今度は局にしようということで、ねらいがたくさんあるようにですけれども、問題は、こう解釈して差しかえないか、それは中央協議会、これの庶務を移して局にやらせよう、こういうふうな第五条には書いておるのです。そうしますと、これは結局法

律ですから、成立しなくても、ものとおり中央協議会でやれば、何ら事務に支障を来たきないということになりますね。その点はいかがですか。

○西田政府委員　ただいま申し上げますま

したように、多少付屈機関としての協議会としての性格から見れば、実施業務に近い仕事も事実やらなければならぬような実態がございます。さような意味で、今回さような趣旨をはっきり

りしたいという意味で、内局にいたしますと、ただいま申し上げましたような海外派遣の仕事とか、その他キャンプの補助金とか、そういうことはむしろ筋道をはっきりしてやれるようになりますので、きょうのこととて、上

いたしましたわけであります。

○山内委員　総理府設置法の四条を改正しまして「栄典を授与する」というのが、今度「伝達」となりますね。

「授与」と「伝達」とはどういう相違

○岩倉政府委員 国の榮典につきましては、憲法七條に規定があるわけでございますか。

ては、憲法七条に規定があるわけでご

ざいまして、天皇は、内閣の助言と承認により、栄典を授与するという規定がございます。従来の設置法の四条に「授与する」というふうを書いてございまして、これは戦前の勲章授与式例というものがございまして、それに「賞勲局總裁旨ヲ奉シテ之ヲ授ク」という表現がございました。その「賞勲局總裁旨ヲ奉シテ之ヲ授ク」とありましたのを「栄典を授与する」というように書いたのでございますけれども、先ほど申しました憲法の天皇が授与するという規定との関係もありまして、用語の表現の適切を欠くという考え方から、また昨七月に勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例というものを新たに定められましたので、それで「栄典を授与すること」とありますのを「栄典を伝達すること」というふうに改めた次第でございます。

○山内委員 これも見解で、私は授与でも差しつかえないと思うのですが、わざわざ改正の提案をされるということとは、これは意見ですから省略いたします。

賞勲局は、だいたくさん触れておられますので、触れることはないと思えますけれども、やはり生存者の勲章という問題になりますと、いまの民主憲法のもとにおいてこれを実現しなければならぬという考え方は、私はどうしても出てこないのです。これが何十年か過ぎて、民主主義がすっかり地についたその後においてならば私は考えられると思いますけれども、新しい憲法で生活が変わったといっても、考え方は変わっていない。ことに古い人は、長官をはじめとして、こういうものに非常ななごれを感じて人間の

階級関係をつくらうというのですから、これは私も承服するわけにいかぬわけでありまして。特に私も考えなければならぬのは、古い過去の明治時代の太政官達ですか、それを今度勅令によって、何ら法律には定めていない、それをあなたの方の権限でもってやりになるうというのでありますから、これはたいへんなあやまちを犯すということとは、前に石橋委員から強く指摘をされておる点であります。したがって、先ほど長官が御答弁になったようなものを実行しようと思えば、内閣の責任だけでなく、どうしても第三者の意見を聞いておやりになるのだというならば、それくらい多くの人の得心のいくようなものをつくる必要だと思ふのです。そういう意味で、どうして国民の得心のいくようなものを具体的にのりく上げるか、その機構をどうしてやるのか、単に賞勲局を賞勲局にしたという、看板を変えただけでできるのかどうか、その点については、くどいようですが、長官にも一度聞いておきたい。

○野田(武)政府委員 もうこの問題はしばしば論議がございまして、私もお答えを申し上げておりますが、現政府の考え方としては、いわゆる内閣の全責任において公平しかも公正な態度をとっておる、こういう考え方で、今度の叙勲も実施いたしましたのでございまして。しかしながら、いろいろこれについて御意見もありますし、御議論もあるようであります。決して内閣、政府の考え方が一番何でも最上で、最高に正しい、こういうがんばりということは、これは政治ではないと思っております。したがって、私どもは、

今日の政府の実施いたします態度につきまして、十分各方面の論議を拝聴いたしたのであります。考慮いたしまして、今後の処理方法につきましても検討したいと思ひますけれども、現段階におきましては、私も今日実施いたしましたことにつきましては、繰り返して申し上げますが、政府の全責任において最善の公平を期し、妥当性をわれわれは堅持した、こう考えておる次第でございます。

○山内委員 そういうお気持ちで、責任においておやりになったろうけれども、実質的には要りませんといつて断わった人も出てくるわけですね。何も私どもの政党の人ばかりでない、ほかにもあるわけですね。そういう意味で、国民多数の喜ばれるような、ありがたがられるようなものをかりにつくりたいとしたならば、広く国民のそういうことに関係している人、あるいは関心を深めている人、そういう人でもって何か審議会とか協議会、そういうものをこそつくて、そういう意見を取り入れるということも、一つの方法だと思ふのです。特に先ほど指摘したとおり、法律の根拠がない。そういうものををつくらなければならぬ、そういう意味では、具体的に審議会、調査会をおつくりになるつもりはないかどうか、はつきりお伺いしたい。

○野田(武)政府委員 繰り返してくだいようございしますが、今日のやりましたわれわれの態度といたしましては、いわゆる政府の全責任で公平を期してやりましたとございまして、先ほど申し上げましたとおり。しかし、これらにつきましているいろいろの論議もあるし、御批判もあります。また御忠告

もあるようでありますから、今後これからについて、いわゆる国民が納得してわれわれの態度を理解してくれるように、どういう方法をやったらいかなということは、もちろん私も思ひます。検討してみたいと思ひますが、いまだういふ具体的な案があるかということとは、今後検討を重ねたい、こう思っております。

○山内委員 それはなかなか長官も意思がたたくて、自分たちの権限でどうしてもやりたいというお考えのようです。それから、そのうちに、そういうことだと思ひます。

それでは話を進めまして、今度廃止される調査会は、交通基本問題調査会、補助金等合理化審議会、港湾労働等対策審議会、この三つの調査会でありまして。これは時限立法で、すでに答申も出され、一応の作業が終わったという点については、私もこれを認めます。しかし、この答申された内容を読んでみましますと、心ずしも作業が終わったとは思ひません。時限立法としてその期限はきたことはわかりますけれども、内容は終わっておらないのであります。

一つの例を申し上げます。ここに私、交通基本問題調査会の答申を持ってきたております。調査会から出されたものですが、内容はいままこで議論はいたしませんけれども、この末尾の総論をみますと、この調査会自身が、この各事項にわたつての実施に当たる前に、ここにいった——具体的に説んだほうがいいかもしれないが、総合的交通政策及びその実施のための行政機構の整備について述べたが、それらの諸方策を実施するために——ここから

大事なんですが、なお慎重に審議する必要があります。今後交通基本法その他主要問題ごとに調査機関を設置し、調査研究を行ない、国民経済ないし社会生活上に適切な方策を講じ……。また語句がありますが、要するに交通基本問題調査会は、まだ作業がはんばなんだ、そういう結論だと私は思ふのです。そのすると、時限立法で時がきても、二年延ばせ、三年延ばせと、いまでも出てる法案があるわけですね。この三つの問題は、それぞれ重要な問題でありまして、特に補助金なんかの問題は、私は地方公共団体の議員もやっております、これはまだ問題が未解決であり、非常に重要な問題です。こ

ういうのを途中でもって捨てたのは、どういふのか、また、結論がはつきり出たあと、その上に作業を積み重ねるというならば、どういふ機構でこの上に作業をやっていくのか、もっと具体的にお知らせいただきたいと思ひます。

○野田(武)政府委員 いまお示しの補助金等合理化審議会、港湾労働等対策審議会、交通基本問題調査会、これはおの設置期限がまひりまして、おのの答申を受けておるのでございまして。したがって、政府としては、この答申に基づいて、答申の趣旨を尊重して、これからの行政に反映させる、これは当然な行き方でございます。お話しのとおり、いま例をあげられました交通基本問題調査会の答申の結論にも、そういうことが書いてあることを知っております。しかし、いづれにいたしましても、審議会の答申に基づいて、答申を尊重して、これを行政上反映して実施するというのが政府の役目

でございますから、ただ審議会を、いろいろな問題が未解決であるから、いつまでも残すという考え方も成り立ちますが、また政府といたしましては、一応審議会の期限をきめまして、その期限内の答申を要望いたしまして、これに基づいて答申が出されました以上は、その審議会の一応の使命が達せられたあとは、政府が行政上の処理において、いかにしてこの答申の内容を盛り込んで、これを尊重してやるか、実施面に移るのでございます。しかし、実施面に移した場合におきまして、もとよりこの三つの審議会、調査会は、一つ一つ非常に重要性を持っておりますから、答申の結果、行政上の実施に移りました場合、なお政府といたしましては、審議会、調査会が必要だと思えば、これはまた同じ問題の調査会を何べんつくりまして、決して何らはばかるところはない。やはりわれわれは、答申に対して真剣な態度をもってこれを実施するのだ。それにまだ不足がある、不十分だと思ふときは、いま申しましたとおり、これらに関する調査会、審議会一切やらないという態度は、とっておりません。この点は、たしかにその問題の事態を把握いたしまして、今後の行政上、また審議会設置等に対して考慮いたしたい、私どもはこう思っております。

○山内委員 それでは話を先に進めまして、科学技術庁の長官がお見えになっておりますから、ちょっとお聞きしておきたい。

特別委員会には私、席がありますので、しばしばお目にかかって御意見も聞いているのですが、ただ出された設置法の中でお伺いしておきたい。今

度防災センターのほかに支所を設けることができるような提案になりまして、その中身は長岡に、雪害の調査をおやりになる。雪もおそろしいものでありますから、このことも大事だとは思いますが、しかし、先ほど村山委員が触れておりましたとおり、現実には新潟にあのとりの地震が起きました。あそこはもう何年も前から地盤がだんだん沈下していくというところで、大問題になっておる地域であつたわけですから、石油を掘り過ぎるとか、ガスをとるからとか、理由はいろいろあるたぶん、しろうとの想像で意見は出ております。なぜこういうところに早く地震の予知というか、学的にも少し予知のできるような、長岡の雪害の何年か前に支所を設けて、学者を動員して科学的な検討を加えておたら、あるいは用心もしておつたらうし、私は、地震の予知というものは、相当学的にも進んでおると承知しておるのです。そういう点について、長官どうお考えになるか。

○佐藤国務大臣 地震の予知をする、またそういう意味の地震の対策、これは研究の一環としていろいろやっておるのでございますが、ただいままでのところ、地震の予知につきまして、関係の学者にいたしまして、十分責任のある方法はまだ考えられておらないようです。ただいままでいろいろくふうはいたしております。また特調費も科学技術庁としては支出した先例がございますけれども、情けないかな、まだ十分のものではないと思ふ。しかし、山内さんが御指摘になりましたように、こういう点については私どもも対策を立てるべきだ、かように思つて

おる次第でございます。

○山内委員 私の申し上げておるのは、地震が起つてしまつてから、家をこいうふうな建てておけば被害が少なかったとか、橋がこわれなかったとかいうことをいまこで申し上げておるのじゃない。学者も地震の予知ということについては研究されておるのだ。それをかねて新潟あたりの前からいわれておるところに支所を設けて十分な研究もさせ、そして予知ができたならば、なおさらけつこうなことで、こいうふうな考へて申し上げておるわけでは。

○佐藤国務大臣 皆さんの御協賛を得まして防災センターができたのが、三十八年でございます。そのうちの一年にただいま申し上げるようなことがございまして、これというきめ手がまだないということをお申し上げておるのでございます。

○山内委員 次に、科学技術会議の問題をお尋ねしておきたいと思ふます。今度改正されます要点は、総理大臣が諮問され、それに答申があつたあとでも、会議自身が意見を述べることができ、こいうふうな改正されるわけですが、そのことも私は必要だと思つて考えたのですが、ちよつと疑義を持つたのは、この科学技術会議というものは、どういう性格でどういう構成であるかということを設置法で見ましたところ、この会議は、総理大臣が議長をつとめられて、文部大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官が、この会議に参画されるわけですが、あとわずかの学術会議の議長と、それから五人の学識経験者、そうなりますと、何のためにこで意見を答申

しなければならぬのか、こいう意見は述べられるのか、行政の責任者である総理大臣がやつておるところへ、総理大臣が議長にすわつて意見をつくるというのは、何かちよつと——なるほど総理としての池田さんとそれから科学技術会議の議長としての池田さんの使い分けはわかりやすい。法的にはわかりませんが、何の必要があるのか、その点を御回答いたしたい。

○佐藤国務大臣 いろいろの会議がありますが、一口に申して、わかりやすいといえば、設置されております会議が諮問機関だ、こいうことでございまして、諮問されて初めて答申する、こいう結果になるのであります。ところが、科学技術の総合調整、こいう意味からの必要な会議でございまして、みづから調査を進めていく。そして答申があらはれた後においても、その事項をそれで済んだと言わないで、やはり調査もすることがあるし、またみづから感じたことに基づいて意見を積極的に述べ得る、こいう機構に変えよう、こいうのでございまして。この点はいろいろ御意見がございまして、かと思ひますが、私はどうも諮問機関である、その意見を徴される、それだけではまことに不十分だ。ことに専門的な科学技術の問題になれば、科学技術者がみづからの意見も上申し得るような、こいう道を開くべきじゃないか、かように考えたのでございまして。

○山内委員 私は、これは意見を申し上げると、だいた議論の出ているところですが、きょうはあまり深く触れませんが、科学技術の問題の一番の焦点はどこにあるかと言へば、最終

的には国が予算をつけるということに尽きるところでございます。ところが、総理大臣が議長をやつて、大蔵大臣が中に入つて、それでやつて予算をつけると言つて、その意見は尊重しますと言つたつて、これはおかしいじやありませんか。むしろ、それくらいならば——私は、こころは多少内容を聞けば無理もなからうとは思ひますけれども、日本学術会議という大きな第三者の機構があるわけですから、ここの中には二百十名の定員で、自然科学の物理といふような、たしか第四部会だと思ひましたが、こいう人たちの意見をとり入れて、こいう人たちの意見を随意に意見を言う。諮問しなくても意見を出してこい、それを尊重するといふなら、これは予算の問題でも何でも堂々と出せると思ふのです。こいうふうな運ばれることが、私は現実には即すると思ふのです。どうです。

○佐藤国務大臣 学術会議のほうは、別に触れておらないのです。だから、ただいま御指摘になりましたように、学術会議がいろいろ御研究になつて、そうして政府に意見を申し上げること、をちよつとも妨げるものではございませぬ。今回この改正をしようとするのは、科学技術会議そのものが諮問機関であつてはならないというか、諮問機関だけではないかにもつたない気がする。だから、その機能を少し変えよう、こいうのでございまして。こいう意味で、学術会議と横の連携も密にいたしております。その点は御心配ないよう願ひたい。ことに学術会議が積極的に活動されることを、心から望んでおります。

○山内委員 これでやめようかと思ひ

ましたが、もったいないという話で、私ももったいない時間ですから、もう少し聞きたいのですが、せっかく金のかかる予算を総理、大蔵大臣、そのほか閣僚の会議でこうきめたんだ。そうなる、これは一つの決定線ですよ。そのワケを越えるという事は、今度はあなたたちでやらなければならぬでしょう。そうすると、いろいろよそから予算要求があるとか、いろいろな建設的な意見でも、あなた方は、この会議にかかったこれが意見であり、答申であり、結論だからということでは、ワケをかけてしまう、そういうふうな解釈せざるを得ない。もったいないからそういうところに生かすというのは、最ももうまくないやり方だと思ふ。永山さんおられればわかるが、これが権力政治だ、権力をこへつこうとするのじゃないですか。まあ意見がなければいいです。

それでは急ぎまして、総理府長官にちょっとお尋ねします。内閣法の十六条を改正しまして八名の増員が出されております。これは十四条の二に基づくものでありますけれども、この内容は参事官あるいは審議官、調査官、事務官、その他必要な職員となつておるのですが、どの職種をふやすのか、その必要性をちょっとお伺いしたい。

○芳田説明員 内閣調査官二人と内閣事務官六人を増員いたします。

○山内委員 調査官をふやす理由は何か。

○芳田説明員 内閣調査官を二名増員いたしますことは、内閣調査室におきまして、内閣の重要政策に関する情報の収集調査に関する事務を扱つておりまして、これらの事務につきまして、関係各省との連絡調整を緊密にいたすために、その中におきまして、従来やや不十分でありました総合判断の仕事を強化していくために、二名ふやすことになつております。

○山内委員 この前の法務省設置法のときに、公安調査庁で、二百名同じ仕事をやっておるところをふやしておるのです。これもずいぶんそのときに問題になった。今回また内閣の調査官を情報収集のために二人、事務官も同じ仕事だろうと思ふのですが、それに付属した事務だろうと思ふのですが、どうもこういうふうな、情報収集といえばことばはいいけれども、一つのスパイ行為だと思ふのです。人の行動をひそかに、気どられないように探るのですから。そういう意味で、こういうのはだんだん減つていくのが望ましいので、要するに非常に定員を削減していくときに、ここを二人だけ伸ばさなければならぬという理由がわからないのです。

○芳田説明員 ただいまも申し上げましたように、私のほうでやつております仕事の中で、関係行政機関と一そう緊密な連絡をはかりまして、さらに従来不十分でございました情勢の総合的な分析判断をする仕事を強化してまいりまして、情報の総合判断の効果の向上をはかつていくという仕事を担当しているわけでございますので、先生のとおっしゃいますような関係の仕事ではないと思ひますので、御了承願います。

○山内委員 あと経済企画庁にちょっとお尋ねしておきます。

○山内委員 今度国民生活局を設けたいということでは設置法の七条の二を改正しまして、消費者の保護、生活環境の整備と

いうことを強うたつておられるわけですが、それで、その仕事は私も大事な仕事だと思ふのですが、はたして経済企画庁が消費者の保護、生活環境の整備というものを担当するにふさわしいところかどうかというところに若干の疑義を持ちます。これは具体的例を申し上げたほうがいいと思ふが、きのう実は隅田川を渡る機会がありまして、あのにおいとあのまっ黒いどぶ水を見て驚いたのですが、しかし、これは国会としてもいろいろああいふ公共用水の汚濁を防止しようということ議論もされ、水質基準というふうなものを設けようということでも努力されておるわけですが、ところが、経済企画庁の立場からすれば、産業の保護という使命が一つあるわけですが、工場が廃液をどんどん出すのはけしからぬといつてみても、非常な設備のいかるところには、やはりあなたのほうではその工場を閉鎖してまでも強行するわけにはいかぬ。ところが、一般の市民、都民、住民というものは、どうしても水をきれいにしたい。この利害の相反する二つをあなたのとこで調整することがいいのか、もつと別の機関でやりになるのがいいのか、その辺で非常に疑義を持つわけですが、この二つをどういうふうな調整をお考えか、基本的な考え方を聞かせ願ひたい。

○倉成政府委員 ただいま隅田川のお話でございますが、隅田川の水質汚濁を根本的に解決するには、下水道の問題があると思ふわけでございます。下水道となると厚生省の所管になる、加害者のほうの工場は通産省の所管になるということになれば、両省の話を総合調整していくというのが、企画庁

の本来の任務でございます。また、従来産業政策を中心に企画庁はやってきたのではないかと御指摘は、あるいはそういう御指摘も当たるかもしれないが、本来からいへば、経済政策の根本の目的は国民の福祉の向上ということでございますから、経済企画庁の本来のあり方からすれば、当然そういった総合調整をやっていくのが至当なものであると考えるわけでありま

す。したがって、国民生活の面におきまして、国民生活向上対策審議会の答申にもございまして、臨時行政調査会の三月四日の行政部会の報告においても、消費者省を設けることが望ましいけれども、しかし、過渡的な段階としては経済企画庁に消費者局等を設けるのが必要である、こういう一応の結論も出ておるわけでありまして、私は、現段階として考えれば、やはり経済企画庁に今日国民関心の的である国民生活局を設けることは、焦眉の急であるというふうな考へておるわけでありま

す。○山内委員 それは通産省が産業保護という立場を強く出すことは、わかつております。したがって、その上になた方がおやりになることはわかりま

す。そこで、これは総理府長官に私の意見として申し上げたいのだが、やはりこういうことを調整して、あなたのところでも、もう総理の名前でもってほんとやらせくらゐの機構を統合してお出しになったほうが、私りっぱだつたと思ふのです。一つの工場も、産業も、大事だけれども、この東京都民の一千万の国民が困っている隅田川の汚濁を、においをほうっておくなん

ということを強うたつておられるわけですが、それで、その仕事は私も大事な仕事だと思ふのですが、はたして経済企画庁が消費者の保護、生活環境の整備というものを担当するにふさわしいところかどうかというところに若干の疑義を持ちます。これは具体的例を申し上げたほうがいいと思ふが、きのう実は隅田川を渡る機会がありまして、あのにおいとあのまっ黒いどぶ水を見て驚いたのですが、しかし、これは国会としてもいろいろああいふ公共用水の汚濁を防止しようということ議論もされ、水質基準というふうなものを設けようということでも努力されておるわけですが、ところが、経済企画庁の立場からすれば、産業の保護という使命が一つあるわけですが、工場が廃液をどんどん出すのはけしからぬといつてみても、非常な設備のいかるところには、やはりあなたのほうではその工場を閉鎖してまでも強行するわけにはいかぬ。ところが、一般の市民、都民、住民というものは、どうしても水をきれいにしたい。この利害の相反する二つをあなたのとこで調整することがいいのか、もつと別の機関でやりになるのがいいのか、その辺で非常に疑義を持つわけですが、この二つをどういうふうな調整をお考えか、基本的な考え方を聞かせ願ひたい。

○倉成政府委員 ただいま隅田川のお話でございますが、隅田川の水質汚濁を根本的に解決するには、下水道の問題があると思ふわけでございます。下水道となると厚生省の所管になる、加害者のほうの工場は通産省の所管になるということになれば、両省の話を総合調整していくというのが、企画庁

の本来の任務でございます。また、従来産業政策を中心に企画庁はやってきたのではないかと御指摘は、あるいはそういう御指摘も当たるかもしれないが、本来からいへば、経済政策の根本の目的は国民の福祉の向上ということでございますから、経済企画庁の本来のあり方からすれば、当然そういった総合調整をやっていくのが至当なものであると考えるわけでありま

す。したがって、国民生活の面におきまして、国民生活向上対策審議会の答申にもございまして、臨時行政調査会の三月四日の行政部会の報告においても、消費者省を設けることが望ましいけれども、しかし、過渡的な段階としては経済企画庁に消費者局等を設けるのが必要である、こういう一応の結論も出ておるわけでありまして、私は、現段階として考えれば、やはり経済企画庁に今日国民関心の的である国民生活局を設けることは、焦眉の急であるというふうな考へておるわけでありま

す。○山内委員 それは通産省が産業保護という立場を強く出すことは、わかつております。したがって、その上になた方がおやりになることはわかりま

す。そこで、これは総理府長官に私の意見として申し上げたいのだが、やはりこういうことを調整して、あなたのところでも、もう総理の名前でもってほんとやらせくらゐの機構を統合してお出しになったほうが、私りっぱだつたと思ふのです。一つの工場も、産業も、大事だけれども、この東京都民の一千万の国民が困っている隅田川の汚濁を、においをほうっておくなん

ということを強うたつておられるわけですが、それで、その仕事は私も大事な仕事だと思ふのですが、はたして経済企画庁が消費者の保護、生活環境の整備というものを担当するにふさわしいところかどうかというところに若干の疑義を持ちます。これは具体的例を申し上げたほうがいいと思ふが、きのう実は隅田川を渡る機会がありまして、あのにおいとあのまっ黒いどぶ水を見て驚いたのですが、しかし、これは国会としてもいろいろああいふ公共用水の汚濁を防止しようということ議論もされ、水質基準というふうなものを設けようということでも努力されておるわけですが、ところが、経済企画庁の立場からすれば、産業の保護という使命が一つあるわけですが、工場が廃液をどんどん出すのはけしからぬといつてみても、非常な設備のいかるところには、やはりあなたのほうではその工場を閉鎖してまでも強行するわけにはいかぬ。ところが、一般の市民、都民、住民というものは、どうしても水をきれいにしたい。この利害の相反する二つをあなたのとこで調整することがいいのか、もつと別の機関でやりになるのがいいのか、その辺で非常に疑義を持つわけですが、この二つをどういうふうな調整をお考えか、基本的な考え方を聞かせ願ひたい。

○倉成政府委員 ただいま隅田川のお話でございますが、隅田川の水質汚濁を根本的に解決するには、下水道の問題があると思ふわけでございます。下水道となると厚生省の所管になる、加害者のほうの工場は通産省の所管になるということになれば、両省の話を総合調整していくというのが、企画庁

の本来の任務でございます。また、従来産業政策を中心に企画庁はやってきたのではないかと御指摘は、あるいはそういう御指摘も当たるかもしれないが、本来からいへば、経済政策の根本の目的は国民の福祉の向上ということでございますから、経済企画庁の本来のあり方からすれば、当然そういった総合調整をやっていくのが至当なものであると考えるわけでありま

す。○山内委員 それは通産省が産業保護という立場を強く出すことは、わかつております。したがって、その上になた方がおやりになることはわかりま

す。そこで、これは総理府長官に私の意見として申し上げたいのだが、やはりこういうことを調整して、あなたのところでも、もう総理の名前でもってほんとやらせくらゐの機構を統合してお出しになったほうが、私りっぱだつたと思ふのです。一つの工場も、産業も、大事だけれども、この東京都民の一千万の国民が困っている隅田川の汚濁を、においをほうっておくなん

ということを強うたつておられるわけですが、それで、その仕事は私も大事な仕事だと思ふのですが、はたして経済企画庁が消費者の保護、生活環境の整備というものを担当するにふさわしいところかどうかというところに若干の疑義を持ちます。これは具体的例を申し上げたほうがいいと思ふが、きのう実は隅田川を渡る機会がありまして、あのにおいとあのまっ黒いどぶ水を見て驚いたのですが、しかし、これは国会としてもいろいろああいふ公共用水の汚濁を防止しようということ議論もされ、水質基準というふうなものを設けようということでも努力されておるわけですが、ところが、経済企画庁の立場からすれば、産業の保護という使命が一つあるわけですが、工場が廃液をどんどん出すのはけしからぬといつてみても、非常な設備のいかるところには、やはりあなたのほうではその工場を閉鎖してまでも強行するわけにはいかぬ。ところが、一般の市民、都民、住民というものは、どうしても水をきれいにしたい。この利害の相反する二つをあなたのとこで調整することがいいのか、もつと別の機関でやりになるのがいいのか、その辺で非常に疑義を持つわけですが、この二つをどういうふうな調整をお考えか、基本的な考え方を聞かせ願ひたい。

○倉成政府委員 ただいま隅田川のお話でございますが、隅田川の水質汚濁を根本的に解決するには、下水道の問題があると思ふわけでございます。下水道となると厚生省の所管になる、加害者のほうの工場は通産省の所管になるということになれば、両省の話を総合調整していくというのが、企画庁

の本来の任務でございます。また、従来産業政策を中心に企画庁はやってきたのではないかと御指摘は、あるいはそういう御指摘も当たるかもしれないが、本来からいへば、経済政策の根本の目的は国民の福祉の向上ということでございますから、経済企画庁の本来のあり方からすれば、当然そういった総合調整をやっていくのが至当なものであると考えるわけでありま

は、今度の局は、審議官三名を一人局長にしようという考え方で、局長ができません、審議官三名でいいわけですね。実質上は何にも変わらないわけです。予算は、それは局になつて来年度は要求されるかもしれないが、今年度においては、局になつたからといって、別に定員が何名ふえるのか、その辺は私もよくわかりませんけれども、もう少しこういうことならばといううなずけるものがありましたら……。

○倉成政府委員 ただいま御承知のように、国民生活あるいは物価の面については、企画庁の調整局の中で消費信用課と物価政策課、この二つでやっておるわけでありまして、しかし、御承知のように物価問題が非常にうるさいものでありますから、この処理に非常に追われておるといふことでございますから、やはりどうしても国民生活の将来のあり方、あるいはそういう物価問題についても総合的に考えていくというためには、やはりもっと充実する必要がある。定員では、二十名ふやして、現在の配置転換と合わせて四十四名の局をつくらうという計画でございます。

○山内委員 それじゃ、ほんとうに最後です……。

公共料金のストップでもってだいた公共団体の地方公営企業が赤字だといふことが、先般問題になつておるのです。そこで、いまこの際お聞きしておきたいことは、これは審議会の答申待ちということもありまうけれども、まあ赤字は火がついておるから政府の責任において早く解決する、こういう御答弁もあつたわけですね。現在どういうふうにお考えになり、どういうふう

に具体的にこの地方公営企業の赤字問題を解決するように考えられておるか。

○倉成政府委員 ただいまの御質疑は、地方公営企業についてのお話だと思ひますが、すでに御承知のように六大都市、秋田市、浜松市、北九州市の交通事業の経営合理化の一環として、バスの増強等に充てるため、昭和三十九年度に、御承知のように三十億の地方債を発行を認めます。それからただいま申し上げました都市の交通事業の資金繰りに資するために、三十九年度にやはり三十億の短期融資をする、こういうことではないとおるといふ状況でございます。

○山内委員 まあ、意見もありませんが、長官もおいでになりませんか、これで終わります。

○徳安委員長 これにて総理府設置法等の一部を改正する法律案に対する質疑は終了いたしました。

○徳安委員長 本案に対し山内広君外二名より三派共同提案にかかる修正案が提出されております。

総理府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案
総理府設置法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中総理府設置法目次の改正に関する部分を削り、同法第四条の改正に関する部分を次のように改める。

第四条第十四号中「授与する」を

「伝達する」に改める。

第一条のうち、総理府設置法第五條第一項の改正に関する部分中「五局」

を「四局」に、

「恩給局」
統計局
特別地域連絡局

を「賞勲局」
恩給局
統計局
特別地域連絡局
青少年局

を「賞勲局」に改める。

第一条のうち、総理府設置法第二章第一節中第九條の次に一條を加える改正に関する部分を削る。

第一条のうち、総理府設置法第十三條の改正に関する部分中「三千九百八十三人」を「三千九百七十四人」に改める。

第二条を削り、第三条を第二条とし、同条の次に次の一條を加える。

（同和对策審議会設置法の一部改正）

第三条 同和对策審議会設置法（昭和三十五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「四年」を「五年」に改める。

第七條中経済企画庁設置法第五条及び第七條の改正に関する部分、同法第七條の次に一條を加える改正に関する部分並びに同法第十二條の改正に関する部分を削り、同法第十五條の改正に関する部分中「六百人」を「五百八十八人」に改める。

附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則第三項中「第十九号」を「第二十号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に、「第十八号」を「第十九号」に、「五局」を「四局」に、「六局」を「五局」に、「三千九百八十三人」を「三千九百七十四人」に、「四千八百八十九人」を「四千八百八十八人」に改め、同項を附則第五項とし、附則第二項を附則第四項とし、附則第一項の次に次の二項を加える。

2 第一条中総理府設置法第二十三條の改正規定及び同法附則第六項の改正規定（「二十人」を「三人」に改める部分に限る）、第五條中行政管理局設置法第十条の改正規定並びに第八條中科学技術庁設置法第二十四條の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

（産業災害防止対策審議会の設置）
3 産業災害防止対策審議会は、この法律（附則第二項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日に新たに置かれるものとする。

本修正の結果、必要とする経費は、約百三十五万円の見込みである。

○徳安委員長 この際、提出者より修正案の趣旨の説明を求めます。山内広君。

○山内委員 ただいま議題となりまして総理府設置法等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます、その要旨を申し上げますと、第一点は、総

理府の青少年局及び経済企画庁の国民生活局の設置を取りやめること、第二点は、同和对策審議会の存置期間を一年延長することでありまして、その理由を簡単に申し上げますと、次代の国家をなす青少年を指導してその健全な育成をはかる青少年行政は、文部省を初めとして関係省庁においてそれぞれの立場から実施し、総理府に置かれている中央青少年問題協議会がこれら関係行政機関の連絡調整にあたりておられますが、その機能は必ずしも十全とは申しがたい状況にあります。

また、国民の消費生活を保護する消費者行政につきましては、通商産業省を初めとして関係省庁においてそれぞれ実施しており、これが総合調整には経済企画庁の調整局にある二つの課が当たっているにすぎない状況であります。したがって、青少年行政も、消費者行政も、ともにこれを強力に推進するためには、関係行政機関の施策について総合調整の機能を果たす独立の部局を設置することがより望ましいものであるといふことについては、理解することができるところであります。しかるに、一方臨時行政調査会が行政機構のあり方についてせっかく検討を重ね、近くその結論が得られる段階にありますことは、御承知のとおりであります。したがって、かかる状況下において全く新たな部局を設置することは、この際これを差し控え、臨時行政調査会の答申が提出された際、政府はこれを尊重し、行政機構全般にわたつての検討を行なつた上対処することが穏当であり、当を得た措置であらうかと考え

を取りやめることとしたし、これらに
関連のある規定を削除または整理いた
そうとするものであります。

次に、同対策審議会は、四年の期
限をもって設置され、昭和三十六年以
来同問題の解決のために調査、審議
を進めてまいりましたが、いまだ結論
を得るに至っておりませんので、その
存置期限を一年延長しようとするもの
であります。

なお、本法の施行期日は、科学技術
庁に宇宙開発推進本部を設置する規定
を除いて本年四月一日となっておりま
すが、その日はすでに経過しておりま
すので、これを「公布の日」に改め、
総理府本府、行政管理庁及び科学技術
庁の職員に定員に関する改正規定は、
本年四月一日から適用しようとするも
のであります。

以上が、本修正案提出の趣旨であり
ます。何とぞ御賛同あらんことをお願
い申し上げます。

○徳安委員長 これにて修正案の趣旨
説明は終了いたしました。

本修正案は予算を伴うものでありま
すので、この際国会法第五十七条の三
の規定に基づき、内閣の意見を聴取い
たしたいと存じます。野田総務長官。

○野田(武)政府委員 総理府設置法等
の一部を改正する法律案に対し、同和
対策審議会の設置期間を延長する修正
案につきましては、修正案が成立した
場合には、内閣としては院議を尊重す
る所存であります。

○徳安委員長 これにて内閣の意見聴
取は終了いたしました。

○徳安委員長 これより原案及び修正

案を一括して討論に付するのであり
ますが、別に申し出もございません
で、直ちに採決いたします。

総理府設置法等の一部を改正する法
律案について採決いたします。

まず、山内広君外二名提出の修正案
について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本
修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、修
正部分を除いては原案のとおり可決い
たしました。

これにて総理府設置法等の一部を改
正する法律案は、修正議決すべきもの
と決しました。

○徳安委員長 本案に対し、辻寛一君
外二名より三派共同提案にかかる附帯
決議を付すべしとの動議が提出されて
おります。

この際、提出者より本動議の趣旨の
説明を求めます。辻寛一君。

○辻委員 ただいま議題になりました
総理府設置法等の一部を改正する法律
案に対する附帯決議案について、提案
者を代表してその趣旨を御説明申し上
げます。

まず、案文を朗読いたします。

総理府設置法等の一部を改正す
る法律案に対する附帯決議(案)

憲法第七条に規定せられた栄典の
授与に当っては広く国民各界各層の
意見を反映せしめる等適切な措置を
講じ以って栄典制度が公正に行なわ
れるよう努むべきである。

右決議する。

本案の趣旨は案文に盛られておると
おりでありまして、何とぞ御賛成くだ
さいますようお願いいたします。

○徳安委員長 これにて附帯決議案の
趣旨説明は終わりました。

採決いたします。

辻寛一君外二名提出の附帯決議を付
すべしとの動議について採決いたしま
す。

これに賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○徳安委員長 起立総員。よって、本
動議は可決いたしました。

○徳安委員長 なお、本案に対する委
員会報告書の作成等につきましては、
委員長に御一任願いたいと存じます
が、これに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○徳安委員長 御異議なしと認めま
す。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○徳安委員長 次会は、明十九日午前
十時理事会、十時半委員会を開会する
こととし、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会